

北海道運輸局の施策

今後取り組むべき課題	施策（29年度）	施策実施状況（29年度）	施策（30年度）	
1 - (1) - ① ・ 運輸 安全 マネ ジメ ント	○貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局の年度計画に基づき、乗合の都市間バスを兼業する者を除く保有車両数50両未満の貸切バス事業者に対し、中小規模事業者向け評価を着実に実施する。	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局の年度計画に基づき、乗合の都市間バスを兼業する者を除く保有車両数50両未満の貸切バス事業者に対し、中小規模事業者向け評価を着実に実施する。	
	○認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の確保強化	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善確認及び行政処分時等において、認定事業者の利用を促す。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局HPにて周知する。	・運輸支局では改善報告書提出時等に、認定事業者の利用を周知した。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局HPを使用し周知した。	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善確認及び行政処分時等において、認定事業者の利用を促す。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局HPにて周知する。
	○トラック・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両数200両以上の事業者へ拡大	(自動車交通部監査室) ・保有車両数200両以上のトラック・タクシー事業者に対し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導するとともに、北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、着実に評価を実施する。	・運輸安全マネジメント評価時及び改善報告書提出時等の機会を利用し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導した。 ・運輸安全マネジメント評価（通常評価）を6事業者実施（バス3事業者、トラック2事業者、ハイタク1事業者）。	(自動車交通部監査室) ・保有車両数200両以上のトラック・タクシー事業者に対し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導するとともに、北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、着実に評価を実施する。
	○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進	(自動車交通部監査室) ・運輸安全マネジメント評価時又は事業者向けの各種集団説明会等の機会を利用し、「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を用いて運輸安全マネジメントへの取組を周知する。	・運輸安全マネジメント評価時及び改善報告書提出時等の機会を利用し、運輸安全マネジメントへの取組を指導した。	(自動車交通部監査室) ・運輸安全マネジメント評価時又は事業者向けの各種集団説明会等の機会を利用し、「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を用いて運輸安全マネジメントへの取組を周知する。
	○認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長	(自動車交通部監査室) ・対象事業者を正確に把握し、監査端緒となる事由に応じて監査周期を延長する。	・認定セミナーの受講により安全監理体制の構築・強化に取り組んでいる事業者については、監査端緒を確認しつつ監査周期の考慮を行った。	(自動車交通部監査室) ・対象事業者を正確に把握し、監査端緒となる事由に応じて監査周期を延長する。
	○運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善指導、改善確認監査の際に着実に評価を実施する。	・事故惹起事業者の改善報告書提出時等における運輸安全マネジメント評価を4事業者実施。	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善指導、改善確認監査の際に着実に評価を実施する。

今後取り組むべき課題		施策（29年度）	施策実施状況（29年度）	施策（30年度）
1 - (1) - 底等 ② ・ 運 転 者 教 育 の 徹 底	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	（自動車技術安全部） ・ 運行管理者の各種講習等の機会を捉えて運転者への指導監督を徹底するよう指示する。	・ 運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・ 指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	（自動車技術安全部） ・ 運行管理者の各種講習等の機会を捉えて運転者への指導監督を徹底するよう周知する。
	○準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正・貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底	（自動車技術安全部） ・ 事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え準中型免許で運転出来る車の最大積載量及び車両総重量の周知を徹底する。 ・ 事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え貸切バスの初度登録年月により段階的に適用されるドライブレコーダーの記録を用いた指導監督を行うよう周知を徹底する。	・ 運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・ 指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。 ・ 監査時に確認し、事業者、運行管理者等に対して指導を行った。	（自動車技術安全部） ・ 事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え準中型免許で運転出来る車の最大積載量及び車両総重量の周知を徹底する。 ・ 事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え貸切バスの初度登録年月により段階的に適用されるドライブレコーダーの記録を用いた指導監督を行うよう周知を徹底する。
1 - (2) - ① ・ ② ・ 監 査 ・ 処 分 の 実 効 性 の 向 上	○ICTを活用した監査事務の効率化	（自動車交通部監査室） ・ タブレット等の遠隔操作により、事務所PCの監査資料等を使用又は確認することで、監査の事前準備の軽減と監査時における作業の円滑化を図る。	・ タブレットの活用方法を本省において検討中。	（自動車交通部監査室） ・ タブレット等の遠隔操作により、事務所PCの監査資料等を使用又は確認することで、監査の事前準備の軽減と監査時における作業の円滑化を図る。
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	（自動車交通部監査室） ・ 継続的監視リストに基づき計画的に一般監査を実施する。また、監査端緒（死亡事故、飲酒運転等）に応じ、速やかに監査を行う。 法令違反が確認された場合は、速やかに改善をさせる。 ・ 多客期に空港、観光地等において街頭監査を実施する。法令違反がその場で改善できない場合は、処分基準に基づき安全確保命令、使用停止命令を発出する。	・ 継続的監視リストに基づき計画的に監査を実施した。その中で確認できた違反事項は速やかに改善させ、報告を受けた。 （一般監査53事業者実施） ・ 街頭監査を6回実施し、42両に対し監査を実施。そのうち3両に法令違反を確認し、速やかに改善をおこなった。	（自動車交通部監査室） ・ 継続的監視リストに基づき計画的に一般監査を実施する。また、監査端緒（死亡事故、飲酒運転等）に応じ、速やかに監査を行う。 法令違反が確認された場合は、速やかに改善をさせる。 ・ 多客期に空港、観光地等において街頭監査を実施する。法令違反がその場で改善できない場合は、処分基準に基づき安全確保命令、使用停止命令を発出する。
	○過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	（自動車交通部監査室） ・ 毎年度1回以上、一般監査を実施する。	・ 継続的監視リストを各支局毎に随時更新作業を行い、そのリストに基づき監査実施年間計画を立て、効果的な監査を実施できるように毎月の実施計画も作成したうえで、監査を実施した。	（自動車交通部監査室） ・ 毎年度1回以上、一般監査を実施する。
	○新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	（自動車交通部監査室） ・ 貸切バス適正化機関との定例会議を月1回実施し、巡回指導の実施結果の報告を含めた情報交換を行う。 ・ 貸切バス適正化機関より、巡回指導後に法令違反に係る改善の報告がない等の通報を受けた場合は、原則1か月以内に監査を実施し、悪質違反（正当な理由のない巡回指導拒否、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反等）に係る速報を受けた場合は、迅速に監査を実施する。	・ 貸切バス適正化機関との定例会議を平成29年8月から毎月実施し、巡回指導関係の情報交換を行った。 ・ 適正化による巡回指導は計画70件、実施は69件となり、悪質違反は0件となった。	（自動車交通部監査室） ・ 貸切バス適正化機関との定例会議を月1回実施し、巡回指導の実施結果の報告を含めた情報交換を行う。 ・ 貸切バス適正化機関より、巡回指導後に法令違反に係る改善の報告がない等の通報を受けた場合は、速やかに監査を実施し、悪質違反（正当な理由のない巡回指導拒否、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反等）に係る速報を受けた場合は、迅速に監査を実施する。

今後取り組むべき課題		施策（29年度）	施策実施状況（29年度）	施策（30年度）
1-3-①-④・荷主等と連携した過労運転	○荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止にむけて荷主への啓発等を実施	(自動車交通部貨物) ・荷主団体が参加する「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等において周知する。	・第9回改善協議会において、平成29年度におけるパイロット事業の実施結果を報告した外、過労運転防止等に向けて、様々な課題を整理するため、調査の結果について、資料を基に問題点を確認・共有を図った。	(自動車交通部貨物) ・荷主団体が参加する「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等において周知する。
	○荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進	(自動車交通部貨物) ・「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」におけるパイロット事業を実施するとともに、その取り組み事例を各種会議等で周知する。	・第9回改善協議会において、コンサルタント会社が作成した報告書を基に、実施した結果の報告を受け、明らかになった課題について認識を共有した。 ・また、全国の状況については、本省においてまとめられた「フレガイドライン（事例集）」を参考とする旨を周知した。	(自動車交通部貨物) ・「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」におけるコンサルティング事業を実施するとともに、その取り組み事例を各種会議等で周知する。
2-④・運転中の携帯電話等の周知徹底	○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、乗務中の携帯電話等の使用禁止を徹底するよう指示を行う。	・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、乗務中の携帯電話等の使用禁止を徹底するよう周知する。
	○事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	(自動車交通部監査室) ・運転中の携帯電話の使用に係る新聞報道、苦情等があった場合は、速やかに調査を実施し、必要に応じて監査対応を行う。 ・運行管理者の一般講習や運輸安全マネジメント評価等のあらゆる機会を通じて、事業者への指導を行う。	・運転中の携帯電話等の使用に係る通報・苦情等があった場合は、特段の事由がない限り、優先して監査を実施した。 ・運輸安全マネジメント評価や監査等の機会を通じて、事業者への指導を行っている。	(自動車交通部監査室) ・運転中の携帯電話の使用に係る新聞報道、苦情等があった場合は、速やかに調査を実施し、必要に応じて監査対応を行う。 ・運行管理者の一般講習や運輸安全マネジメント評価等のあらゆる機会を通じて、事業者への指導を行う。
3-⑥・健康起因事故	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え健康に起因した事故事例とその予防対策を周知する。	・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。	(自動車技術安全部) ・運行管理者等を対象に各種講習・セミナー等の機会を捉え健康に起因した事故の予防対策を周知する。
4-②・適性診断受診の徹底と活用促進	○適性診断受診の徹底と活用促進			(自動車技術安全部) ・対象運転者に適性診断受診の周知徹底と利用促進を図る。
5-②・ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えドライブレコーダーの映像を活用した乗務員指導を行うよう周知する。	・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えドライブレコーダーの映像を活用した乗務員指導を行うよう周知する。